

# 商務流通保安G

1. 流通・物流産業に関する政策の動向
2. 中心市街地活性化法の改正
3. 商品先物、クレジット、リース市場を巡る動向
4. 商取引の適正化に向けた取組
5. 製品安全政策の推進

平成26年3月24日

# 1. 流通・物流産業に関する政策の動向

2. 中心市街地活性化法の改正

3. 商品先物、クレジット、リース市場を巡る動向

4. 商取引の適正化に向けた取組

5. 製品安全政策の推進

# 1. 設備投資の促進

- 「日本再興戦略」では、民間投資額を、2012年の63兆円から70兆円に増やすことを目標としている。この目標の実現のため、質の高い投資を促すための「生産性向上設備投資促進税制」を創設。
- 減税対象として、卸売・小売・サービス業の設備を含め、流通産業の設備投資を促進。
- 1月20日の産業競争力強化法の施行に併せて税制の適用が開始された。

## 【現状・課題】

### 1. 投資の現状

- 民間投資は約63兆円(2012年度)にとどまり、リーマンショック前の水準(70兆円)よりも約1割少ない。
- 投資額の30%以上は小売業・サービス業によるものであり、日本全体の生産性向上には、こうした産業の投資を促すことが不可欠。

### 2. これまでの対策状況

- 平成25年税制大綱(昨年1月)で決定された「生産等設備投資促進税制」においては、**税制対象を「機械・装置」とし、製造業が主要な対象とされてきたところ。**  
※税制措置の対象となるためには、年間総投資額が前年度から10%以上増加していることなどの要件を満たすことが必要。

## 【対応策】

### 生産性向上設備投資促進税制の創設

- 先端設備の導入、生産ラインやオペレーションの刷新・改善により、製造業・非製造業の生産性向上を図る。
- 生産性向上、エネルギー効率向上等の要件を満たす先端設備に対し  
**<平成27年度まで>**
  - ①即時償却
  - ②税額控除(5%(建物及び構築物については3%))**<平成28年度>**
  - ①50%特別償却(建物及び構築物については25%)
  - ②税額控除(4%(建物及び構築物については2%))
- 適用対象は、**機械・装置、工具、器具備品、ソフトウェア、建物、建物附属設備及び構築物。**  
※小売業などの非製造業にも使いやすいよう、範囲を工夫。

## 2. 外国人来店者の誘致

- 急成長するアジア諸国からの観光需要を取り込み、経済の活性化と雇用の拡大を図っていく必要。
- ショッピングは外国人旅行者の訪日動機の上位を占めており、我が国流通産業の活性化のためにも、外国人観光客による我が国でのショッピングの拡大が期待される。
- 平成26年度税制改正において、外国人旅行者向け消費税免税制度の対象品目の拡充と免税手続きの簡素化を行うことが決定された(平成26年10月1日から実施)。

### 【現状・課題】

#### ○外国人の来日状況と政府の目標(日本再興戦略)

- ・訪日外国人旅行者数  
837万人(2012年) → 3,000万人(2030年)
- ・訪日外国人国内旅行消費額  
1.3兆円(2010年) → 4.7兆円(2030年)

#### ○現在の外国人旅行者等免税制度の概要

- ・外国人旅行者向けの消費税免税制度は、外国人旅行者等が輸出物品販売場(免税店)において1日に税抜価格10,000円超の物品購入を行い、海外に持ち出す場合、消費税の免税措置を受けることができる。
- ・ただし、食品類、飲料類、たばこ、薬品類、化粧品類などの消耗品は、免税対象品目から除外されている。

### 【対応】

#### ○ 免税対象品目の追加

- ・次の方法で購入することを条件に、食品類、飲料品、たばこ、薬品類、化粧品類などの消耗品を免税対象とする。  
(免税対象金額は、同一店舗で一日に購入した金額(税抜価格)で50万円まで)

- ①同一店舗で1日に購入した新規免税品目が税抜価格5千円超であること。
- ②指定された方法により包装されていること。
- ③購入後30日以内に海外に持ち出すことを、免税購入する旅行者が宣誓すること。

#### 新たに免税対象品目となる品目



薬品類



食品類



飲料類



たばこ



化粧品類

フィルム、電池、その他の消耗品

#### ○ 免税手続きの簡素化

購入記録票等の様式の弾力化と手続きの簡素化を行う。

### 3. 流通産業の海外展開

- 我が国流通業の海外展開が加速している。
- 一方、主要な進出先であるアジア諸国の一部には、外資企業の出資・出店を阻む規制が存在するほか、経営の担い手となる人材の確保・育成といった課題が存在している。
- 通商交渉や二国間対話を通じて、外資規制の緩和・明確化を求めるとともに、招聘研修を実施するなどして、現地の流通近代化と流通業の海外展開を後押しする。

#### 【課題】アジア諸国における主な規制

| 国名     | 主な課題                                                                                                                                                                     |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ベトナム   | 外資系流通業の多店舗展開に審査を課すENT(Economic Needs Tests)。2013年4月、500㎡未満の店舗は対象外になるが、曖昧な条件が残る。<br><br>不動産経営法において、外資企業において土地の使用権の取得・賃借は認められているが、サブリースに関する明確な規定は存在しない。                    |
| インドネシア | 次のような業態での外資参入は認められない。<br>・コンビニエンスストア ・営業床面積400㎡未満のミニマーケット<br>・同1,200㎡未満のスーパーマーケット ・同2,000㎡未満のデパート<br><br>フランチャイズ事業者、ショッピングセンター、モダンストアは、取扱商品の数量と種類の80%以上は国産品を使用しなければならない。 |
| マレーシア  | 次のような業態での外資参入は認められない。<br>・コンビニエンスストア<br>・営業床面積3,000㎡未満のミニマーケット、スーパーマーケット                                                                                                 |
| フィリピン  | 外資小売業を設立する場合、「最低資本金250万ドル」かつ「1店舗当たり投資額83万ドル以上」を満たす必要がある。                                                                                                                 |
| ミャンマー  | 2012年11月の「改正外国投資法」によると、2015年以降は出資額300万ドル以上の外資小売業は参入を認める、と解釈できる。但し、「ミャンマー企業の既存店舗から近接した場所に開店できない」などの曖昧な条件も多い。                                                              |
| インド    | 複数ブランドを扱う小売業は、一定の条件を満たすことで51%までの外資出資が可能。但し、その条件は「最低投資額1億ドル」「バックエンドインフラに投資額の50%以上」などと高いうえ、本規制の適用は各州政府による。                                                                 |
| 中国     | 外資小売業はタバコや雑誌の販売が認められない。                                                                                                                                                  |
| タイ     | 飲食物の販売業を営む事業者は、外資比率が50%未満に限られる。                                                                                                                                          |

#### 【対応策】

##### 1.通商交渉

- TPP、RCEP(東アジア地域包括的経済連携)、日中韓FTAなどの通商交渉で、進出時に障害となる規制の撤廃・緩和を要請する。

|       | TPP                                                    | RCEP                                                   | 日中韓FTA                                  |
|-------|--------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|-----------------------------------------|
| 参加国   | 12ヶ国(米国、豪州、ベトナム、マレーシア等)                                | 16ヶ国(ASEAN＋日中韓印豪NZ)                                    | 日本、中国、韓国                                |
| 開始時期  | 2006年                                                  | 2013年5月                                                | 2013年3月                                 |
| 経緯と概要 | 13年7月より日本が参加。12月の閣僚会合で「TPP協定の完了に向けた実質的な進展が見られた」との声明発表。 | 12年11月、ASEAN関連首脳会議で交渉開始を宣言。13年5月に第1回を開催。15年末までの妥結を目指す。 | 12年11月、日中韓経済貿易大臣会合で交渉開始を宣言。13年3月に第1回開催。 |

##### 2.二国間対話

- 特に進出ニーズが強い国に対して、二国間対話を行い、規制の緩和・明確化を求める。2013年11月、「第1回日尼流通政策対話」「第2回日越流通・物流政策対話」を開催し、左記規制の緩和を要請。
- 両国とは2014年にも対話を行い、外資小売業の環境整備を進める。

##### 3.流通政策研修

- 現地の流通事業者や政府関係者を日本に招聘し、現地人材の育成を後押し。2013年度はインドネシアとベトナム向けに研修を開催した。

# 4. サプライチェーンの全体効率化

- 食品や日用雑貨等の流通においては、サプライチェーン全体の効率化を図る上で、依然、ムリ、ムダ、ムラが存在。
- サプライチェーン全体の効率化を目指し、製・配・販連携協議会などの場を活用しながら、①「流通BMS」の普及促進、②小売業の納品期限を見直す実証実験、③賞味期限の年月表示化などに取り組んでいる。

## 【現状・課題】

### 1. 受発注手続きの現状・課題

- 小売・卸間の受発注のため80年代に策定・普及され、最近まで広く利用されていたJCA手順は、電話回線を使った低速な電子受発注様式(EDI)。
- 商品マスタ情報や商品画像等の多様で大量な情報の交換は困難。

### 2. 返品の実況・課題

| 返品額の推計(2011年) | 加工食品  | 日用雑貨  |
|---------------|-------|-------|
| 卸→メーカー(返品率)   | 0.97% | 3.14% |
| 卸→メーカー(返品額推計) | 990億円 | 883億円 |
| 返品処理経費(SC全体)  | 29億円  | 52億円  |

資料：製・配・販連携協議会の調査・推計(返品理由は、卸に対する調査結果)

### 3. 配送の実況・課題

- 物流センターでは、到着時間の集中や荷下し時の製造日付確認等から、長時間待機が常態化。
- 物流センターでの荷下ろし時間が平均32分にもかかわらず、待機時間が平均46分とのデータも。

## 【対応策】

### 1. 流通BMSの普及促進

- 2007年に流通業の発注、出荷、受領、検品、請求などの多様な情報交換に対応した、新たなインターネット／XMLベースの電子情報交換様式(EDI)標準として「流通BMS」を制定。
- 現状で、少なくとも5700社以上で導入されている。



### 2. 納品期限(「1／3ルール」)見直しプロジェクト

- 加工食品と日用雑貨のメーカー、卸業者、小売業者の43社からなる製・配・販連携協議会は、経済産業省、農水省と連携し、飲料・菓子の小売店舗への納品期限について、**製造日から賞味期限までの期間の「1／3」までとする現行の業界慣行を、「1／2」までに緩和することにより、返品や食品ロスの削減効果を実証するパイロットプロジェクトを実施中。**昨年9月から半年程度、実証実験を実施。

### 3. 賞味期間の長い商品の賞味期限年月表示化

- 製・配・販連携協議会では、平成24年度に「日付情報等の文字表示、バーコード化にかかるガイドライン」を策定し、標準化を推進。**平成25年度からは、賞味期間の長い商品について、賞味期限表示を「年月日」から「年月」に変更し、商品管理を容易にすることを検討中。**

# 5. 総合物流施策大綱の策定

○政府の物流施策や物流行政の指針を示し、関係省庁が連携して総合的・一体的な物流施策の推進を図るものとして、「総合物流施策大綱(2013-2017)」を昨年6月25日に閣議決定。

【これまでの総合物流施策大綱】

- 1) 総合物流施策大綱(1997-2001)、1997年4月閣議決定
- 2) 新総合物流施策大綱(2001-2005)、2001年7月閣議決定
- 3) 総合物流施策大綱(2005-2009)、2005年11月閣議決定
- 4) 総合物流施策大綱(2009-2013)、2009年7月閣議決定

【現状・課題】

1. グローバル・サプライチェーンの深化と物流の構造変化

○我が国産業は、付加価値の高い分野を国内に残しつつも、海外生産を増加させており、アジア域内の調達・生産・販売網を拡大。我が国の物流システムを海外展開する一方、立地競争力強化に資する取組が必要。

2. 地球温暖化など環境問題の状況

○東日本大震災後、エネルギー需給が逼迫する中、エネルギー使用量の削減は、エネルギーセキュリティの観点からも重要。

3. 安全・安心な物流をめぐる状況

○東日本大震災の経験を踏まえた取組の強化を各分野において進めることが重要。  
○社会資本の老朽化への対応や、国内物流の安全確保、海賊対策等の国際物流の安全確保の継続等が重要。



【対応策】

- 総合物流施策大綱(2013-2017)を策定。
- 今後推進すべき具体的な施策をプログラムとして取りまとめ、中長期的な目標を設定し、その達成に向けた工程表を策定。
- 毎年度、官民協働で取組状況のフォローアップを行う。

【総合物流施策大綱の概要】

1. 産業活動と国民生活を支える効率的な物流の実現

- 我が国物流システムのアジア物流圏への展開
- 我が国の立地競争力強化に向けた 物流インフラ等の整備、有効活用等
- 関係者(荷主・物流事業者等)の連携による物流効率化

2. さらなる環境負荷の低減に向けた取組

- モーダルシフトの推進、トラック・船舶・鉄道等の省エネ化

3. 安全・安心の確保に向けた取組

- 物流における災害対策(道路・港湾の耐震化等)
- 社会資本の適切な維持管理・利用
- セキュリティ確保と物流効率化の両立
- 輸送の安全、保安の確保

# 6. 消費税の円滑な転嫁

- 消費税転嫁対策特別措置法が昨年10月から施行された。
- 法律の円滑な施行、転嫁の実施に向けて、中小企業庁において474人の調査員を採用。また、中小納入業者15万社に対するアンケートを実施し、転嫁拒否を行っている可能性がある」と指摘された事業者の業種のうち、①建設業、②製造業、③卸売・小売業、の3業種の事業者が多い結果となった。

## 消費税転嫁対策特別措置法の概要 (29年3月までの時限措置)

### 1. 消費税転嫁拒否等の是正措置

買ったとき、減額、商品購入・役務利用の要請等の行為を禁止。

### 2. 消費税の転嫁を阻害する表示の是正措置

「消費税は転嫁しません」「消費税率相当分値引き」といった表示を禁止。

→転嫁拒否、転嫁を阻害する表示の是正のため、事業所管大臣、中小企業庁長官に立入検査や指導等の権限を付与。**中小企業庁で474人の調査員を採用する等、各省庁で調査体制を整備。**

### 3. 消費税の総額表示義務の時限的例外措置

現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置を講じているときは、総額表示義務を緩和。

## 【法律の円滑な施行に向けた取組】

### 1. 中小企業庁・公正取引委員会による15万社調査

○中小企業庁と公正取引委員会は、納入業者15万社に対して調査を実施し、1月17日に結果を公表。

「転嫁拒否を行っている」「今後行う懸念がある」と指摘された事業者内訳

| 建設業            | 製造業            | 卸売・小売業         | その他            |
|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 69社<br>(25.7%) | 63社<br>(23.5%) | 60社<br>(22.4%) | 76社<br>(28.4%) |

- 建設業、製造業、卸売・小売業に属する575業界団体に対して、経済産業大臣名で要請文書を発出。
- 今後、既に行ったとき等を行っている可能性がある事業者に対しては、迅速に立入検査を行う。法律違反の事実が明らかになった場合には、指導等を行う。

### 2. 公正取引委員会による対応

- 公正取引委員会では、昨年10月の消費税転嫁対策法施行以降628件の事案について調査着手。既に139件について指導を行っている。(うち15件が大規模小売事業者)
- 公正取引委員会は、1月22日に大規模小売事業者の属する流通業界5団体に要請書を発出。

1. 流通・物流産業に関する政策の動向

**2. 中心市街地活性化法の改正**

3. 商品先物、クレジット、リース市場を巡る動向

4. 商取引の適正化に向けた取組

5. 製品安全政策の推進

# 1. 中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律案の概要

## 1. 背景

- (1) 少子高齢化の進展や都市機能の郊外移転により、中心市街地における商機能の衰退や空き店舗、未利用地の増加に歯止めが掛からない状況。
- (2) このような状況の中、「日本再興戦略」において定められた「コンパクトシティの実現」に向け、国土交通省とも連携を図りつつ、民間投資の喚起を軸とする中心市街地活性化を図ることが有効。

## 2. 法案の概要

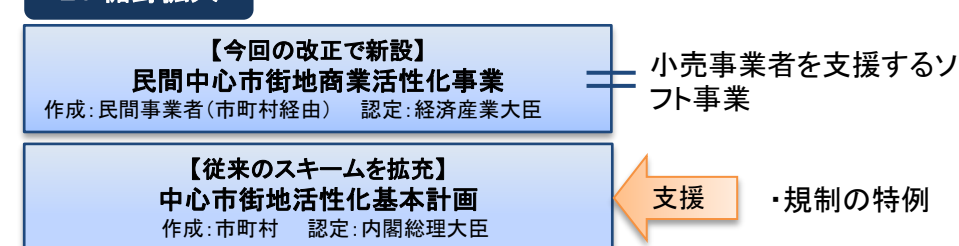
- (1) 中心市街地への来訪者又は中心市街地の就業者若しくは小売業の売上高を相当程度増加させることを目指して行う事業を認定し、重点支援することで民間投資を喚起する制度を新たに創設する。
- (2) 中心市街地の活性化を進めるため、小売業の顧客の増加や小売事業者の経営の効率化を支援するソフト事業を認定する制度、オープンカフェ等の設置に際しての道路占用の許可の特例、それぞれの中心市街地において活動が認められる特例通訳案内士制度等を創設する。

## 3. 措置事項の概要

### A. 重点支援



### B. 裾野拡大



### A. 重点支援(民間投資を喚起する新たな制度の創設)

- (1) 中心市街地における経済活力の向上を図るため、中心市街地への来訪者を増加させるなどの効果が高い民間プロジェクトを認定する制度を新たに創設する。
- (2) 当該認定事業計画に対する特例措置として、①予算措置の拡充、②税制優遇措置(建物等の取得に対する割増償却制度等)の創設、③中小企業基盤整備機構による市町村を通じた無利子融資、④地元が望む大規模小売店舗の立地手続きの簡素化等の措置を講ずる。

### B. 裾野拡大(中心市街地活性化を図る新たな措置)

※中心市街地活性化基本計画の認定要件を緩和する。(基本方針の改定)

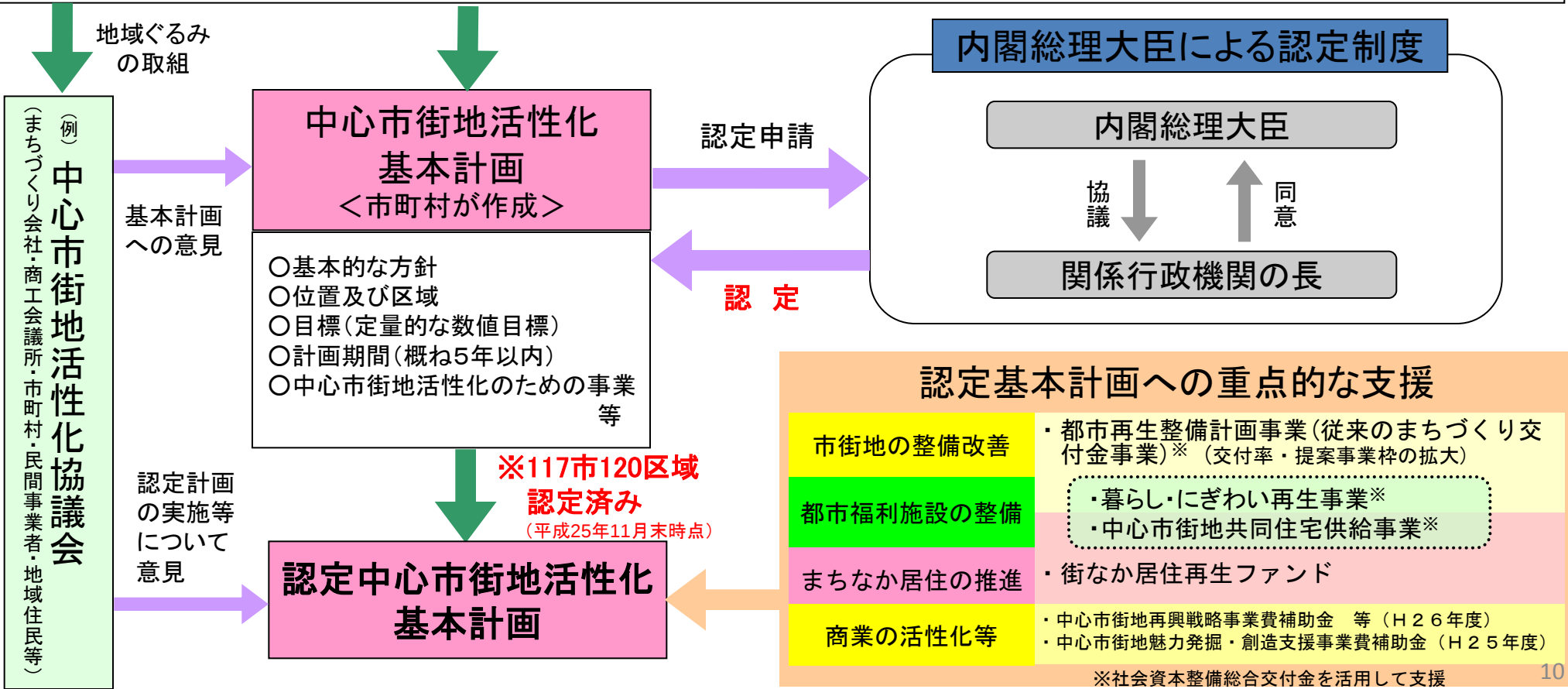
- (1) 小売業の顧客の増加や小売事業者の経営の効率化を図るソフト事業(イベント・研修を行う事業)を認定する制度を新たに創設し、資金調達を円滑化する等の支援を行う。
- (2) 道路占用の許可の特例措置、中心市街地において活動が認められる特例通訳案内士制度といった規制の特例等の措置を講じる。(国土省と連携)

## 2. 現行の中心市街地活性化法の概要

- 【目的】 少子高齢化、消費生活等の状況変化に対応して、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進。
- 【基本理念】 地方公共団体、地域住民及び関連事業者が相互に密接な連携を図りつつ主体的に取り組むことの重要性にかんがみ、その取組に対して国が集中的かつ効果的に支援を行う。

### 基本方針

中心市街地活性化本部（本部長：内閣総理大臣、副本部長：内閣官房長官・地域活性化担当大臣・経済産業大臣・国土交通大臣、本部員：全閣僚）が案を作成し、閣議決定



1. 流通・物流産業に関する政策の動向

2. 中心市街地活性化法の改正

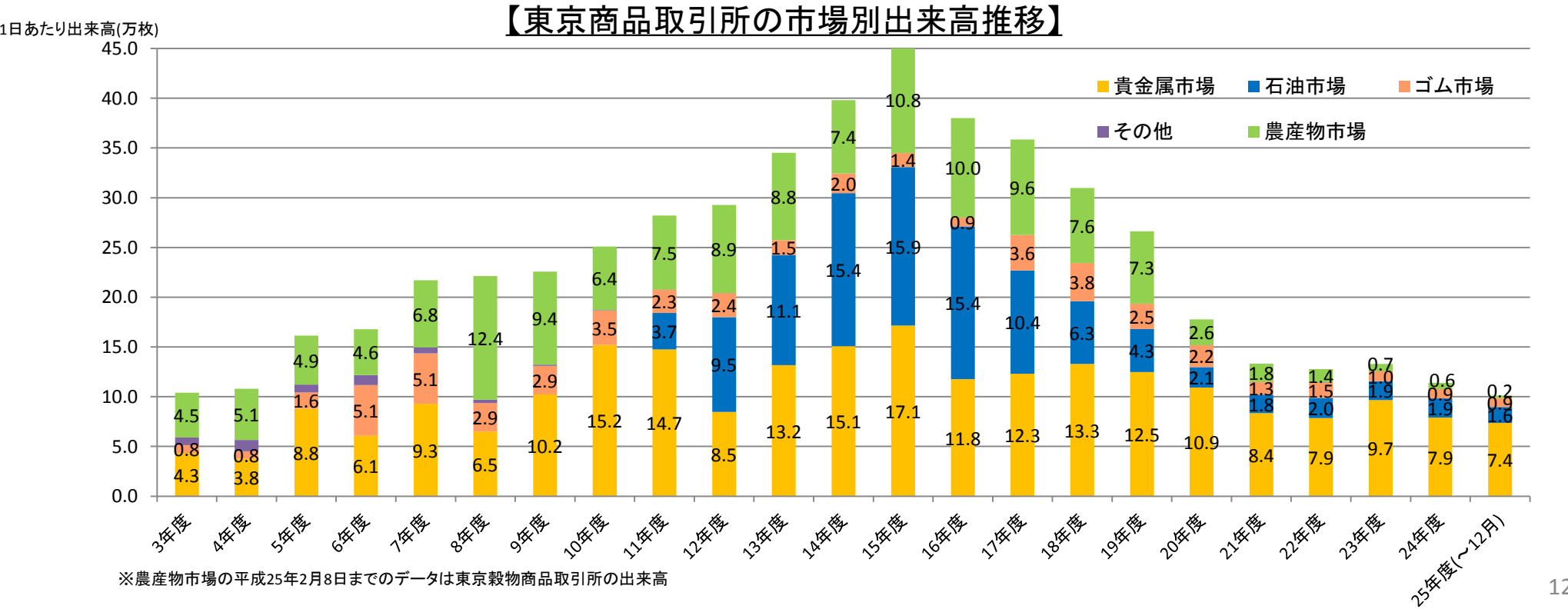
**3. 商品先物、クレジット、リース市場を巡る動向**

4. 商取引の適正化に向けた取組

5. 製品安全政策の推進

# 1. 商品先物取引高の推移

- 貴金属市場などに比較して、エネルギー市場や農産物市場が大幅に減少（石油市場の出来高はピークの約10分の1、農産物市場は約50分の1）。
- 近年のエネルギー価格の乱高下等の中で、特にエネルギー商品の先物市場は、企業が燃料の価格変動リスクをヘッジする場、適正な価格形成の場として重要な産業インフラ。また、石油製品等を扱う事業者が、原材料等の仕入れを行う場としても重要。
- 仮に商品市場が消滅すると、こうしたリスクヘッジ機能や価格形成機能、調達を行う場としての機能が失われることになる。また、これらを最終的に使用する消費者も大きな価格変動に直面することが懸念される。



## 2. 商品先物市場の将来像

### 我が国のエネルギー政策と連携した新商品の上場（スポット取引の取引量の厚みを見ながら検討）

#### <電力先物の上場>

- ・電力システム改革により、価格変動を有する卸電力取引所の取引が増加することに伴い、当該価格変動をヘッジするための電力先物市場を創設する。

→ これにより、小売電気事業者等が将来の電力価格をヘッジ（固定化）することが可能に。

#### <LNG先物の上場>

- ・LNG先物市場の創設により、LNG価格の変動リスクを回避するリスクヘッジの場を提供するとともに、原油価格に連動して不安定になっているLNG価格について、LNG自体の需給を適正に反映した価格を形成し、LNG価格の安定化・合理化を図る。
- ・さらに、既存の石油市場の活性化を図り、石油の価格変動に対するヘッジ機能を強化する。

### エネルギー市場の円滑な立ち上げのための環境整備

#### <海外の取引所との連携>

- ・平成26年3月に、東京商品取引所とドバイ・マーカント取引所との間で、石油先物市場の活性化に向けて、連携を強化する覚書を締結

#### <機関投資家の参加促進>

- ・年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）の運用対象にコモディティの追加を検討
- ・当業者のヘッジ円滑化のため、ヘッジ会計の明確化

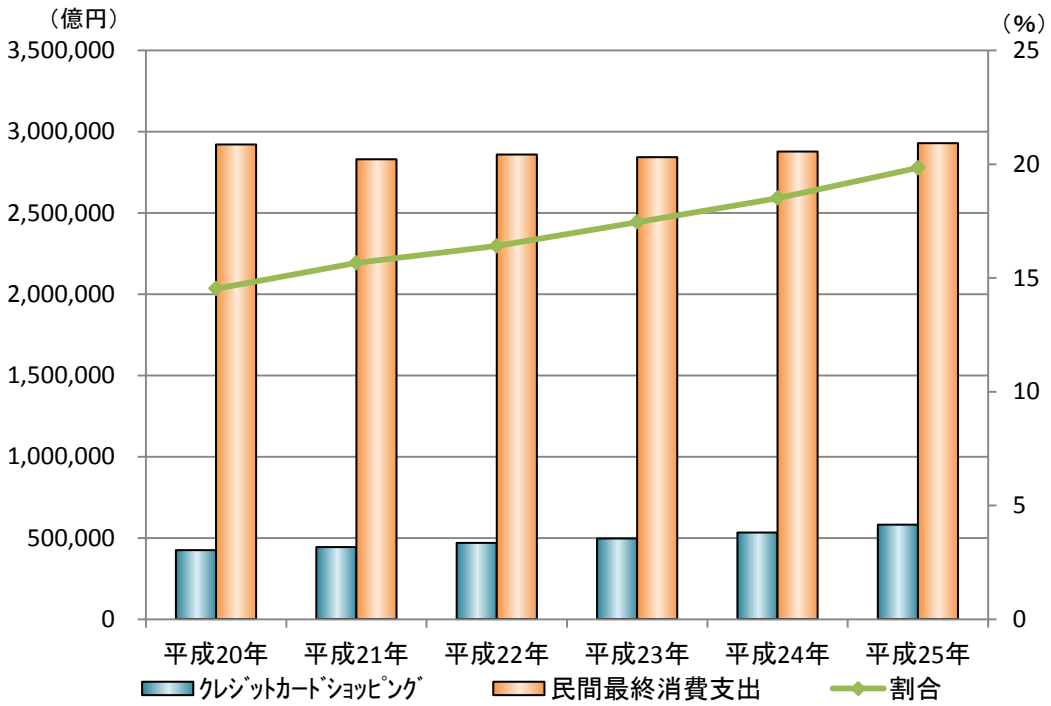
#### <個人投資家の参加促進>

- ・勧誘規制の合理化
- ・金融所得課税の一元化（株式等と先物取引の損益通算を認める）

### 3. クレジットカードを巡る動向

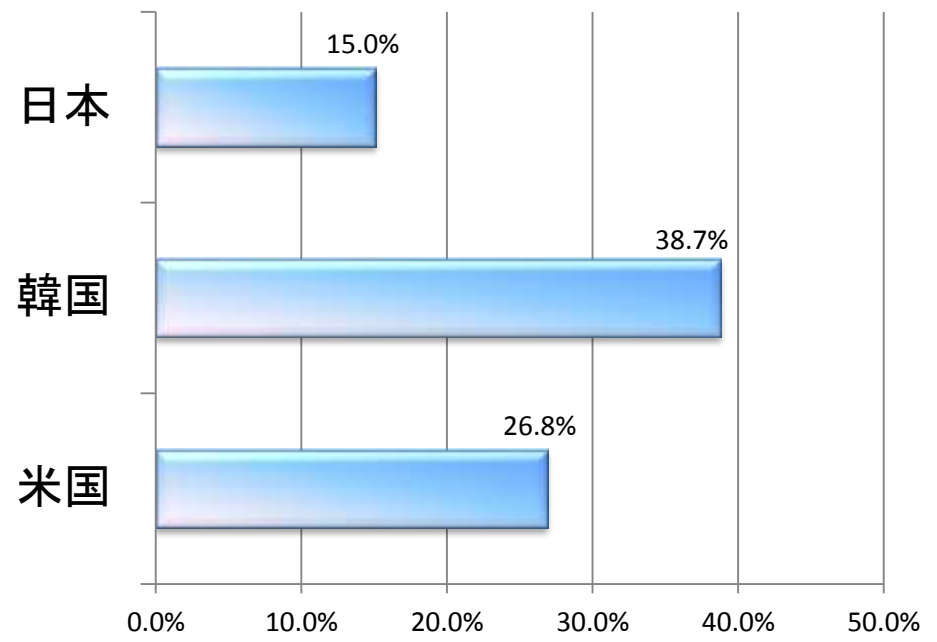
- 2020年の東京オリンピックを見据え、クレジットカードの利用環境を整備することが必要。
- 我が国のクレジットカード利用率は増加傾向にあるものの、諸外国（米国：約3割、韓国：約4割）と比較してまだ低い水準。
- また、安心してクレジットカードを利用できるようにするため、IC対応決済端末の導入促進やデータ流出への対応の徹底等、セキュリティの向上に向けた取組を行う。  
（クレジットカード不正使用被害額：68億円（平成24年））

民間最終消費支出とクレジットカードショッピングの推移



出典：日本の消費者信用統計（一般社団法人日本クレジット協会発行）  
※平成25年の民間最終消費支出は内閣府「国民経済計算年報」の速報値を使用。  
クレジットカードショッピングは調査統計部「特定サービス産業動態統計調査」より予測

クレジットカード利用率の各国比較



出典：経済産業省委託調査（平成24年度）

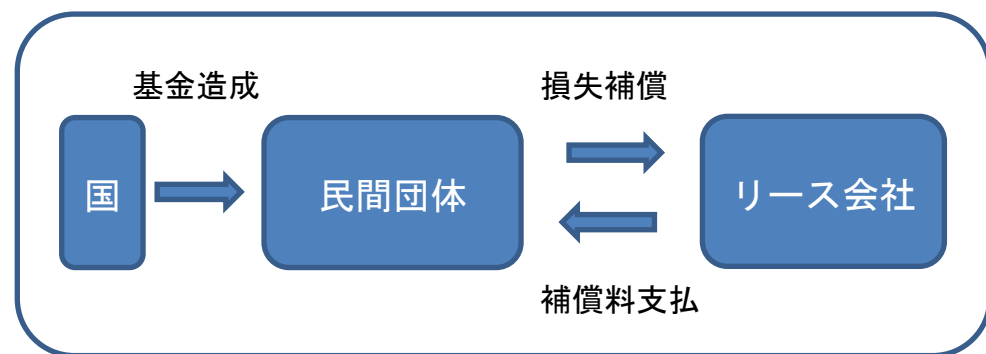
## 4. リース手法を活用した先端設備等導入促進補償制度推進費(25年度補正 50億円)

### 事業の内容

#### 事業の概要・目的

- 激しいグローバル競争に打ち勝つためには、先端医療機器・3Dプリンターなどの最先端設備の大胆な設備投資が鍵となる。
- 日本再興戦略に掲げられた、「集中投資促進期間」で設備投資をリーマンショック前の民間投資の水準に戻すという目標の達成に向け、税制・予算・金融等のあらゆる施策を総動員することが必要。
- この一環として、本事業においては、企業の財務に負担をかけないリース手法の活用を促すスキームを用意することで、市場や需要の拡大のペースを見極めることが難しい先端設備への大胆な投資を促す。

#### 条件（対象者、対象行為、補助率等）



### 事業イメージ

- リース会社がリース物件を購入、貸与。事業会社より固定/変動のリース料を収受。
- 事業会社の倒産等のリスクはリース会社が負担。
- リース期間終了時のリース物件の処分＝二次利用(売却、二次リース)はリース会社が実施。
- リース会社によるリース物件の処分＝二次利用にかかる損失(但し、二次リースは対象外)について官民で分担。

#### 【想定される設備・機器等の事例】



手術支援ロボット



介護ロボット

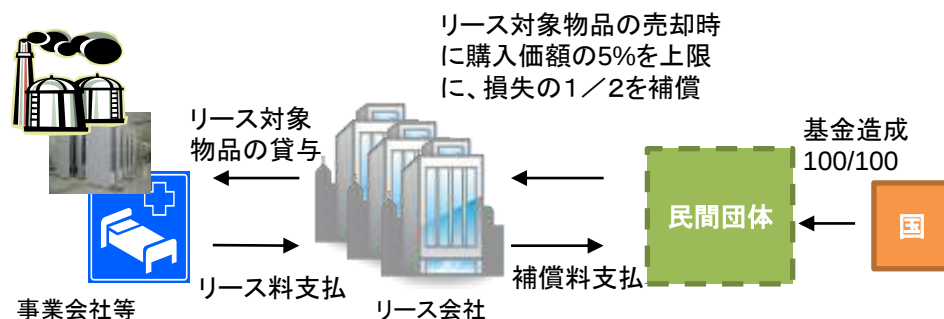


3Dプリンター



先端露光装置

#### 【支援スキーム】



1. 流通・物流産業に関する政策の動向
2. 中心市街地活性化法の改正
3. 商品先物、クレジット、リース市場を巡る動向
- 4. 商取引の適正化に向けた取組**
5. 製品安全政策の推進

# 1. 商取引の適正化に向けた取組①

## 1. 取引環境の整備に向けた取組

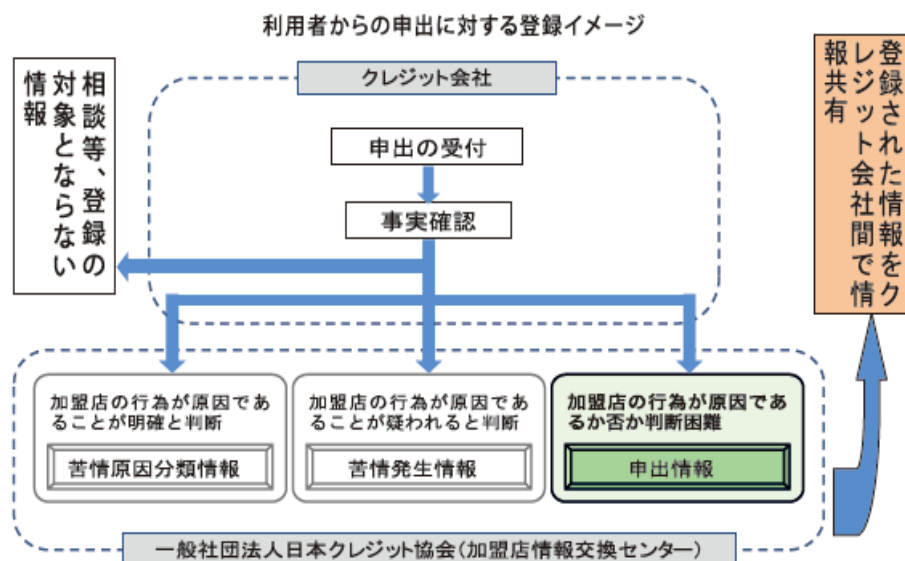
### ①信用情報の誤提供に関する対応の要請

- 信用情報の重要性を踏まえ、誤提供等の未然防止、誤提供情報の修正、消費者不利益の回復等の適切な対応を行うよう業界に要請。(平成25年8月)
- 日本クレジット協会において、信用情報の誤提供が発生した際の消費者への対応を定めたガイドラインを策定。(平成25年10月)

### ②加盟店情報交換制度の拡充

- 割賦販売法は、信用購入あっせん業者に対し、加盟店が行った消費者等の保護に欠ける行為に関する情報等を取得した場合、認定割賦販売協会(日本クレジット協会)に報告することを義務化。
- しかし、消費者からの苦情の申出については、加盟店側の言い分にも利があり、苦情として判断・登録することが困難なケースが多い実態が判明。
- これを踏まえ、消費者利益の保護を図るため、加盟店の行為が原因であるか否か判断が困難な報告についても広く収集するため、申出情報の登録を開始。(平成25年11月)

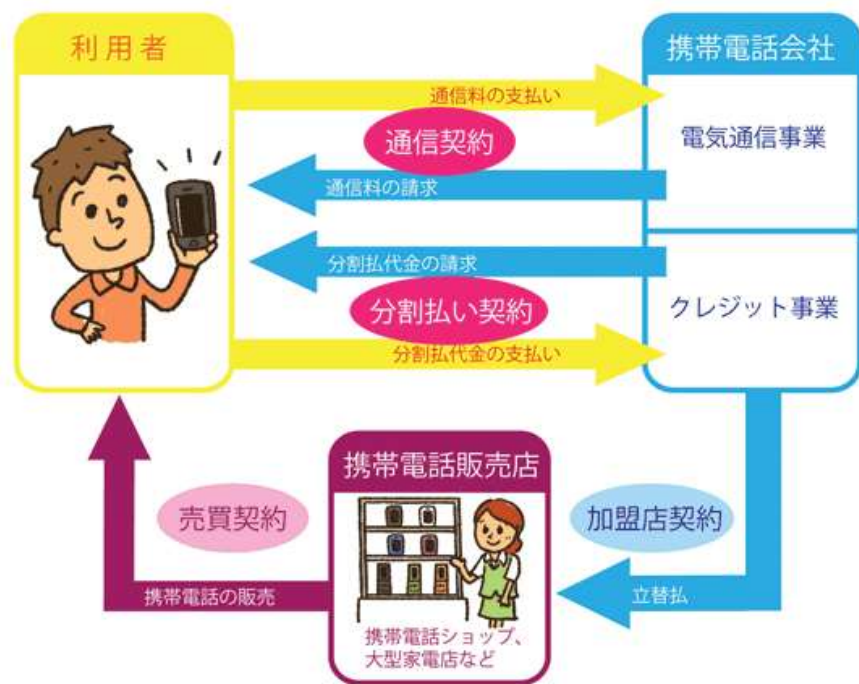
【加盟店に関する消費者からの苦情等の収集とその活用に係るスキーム】



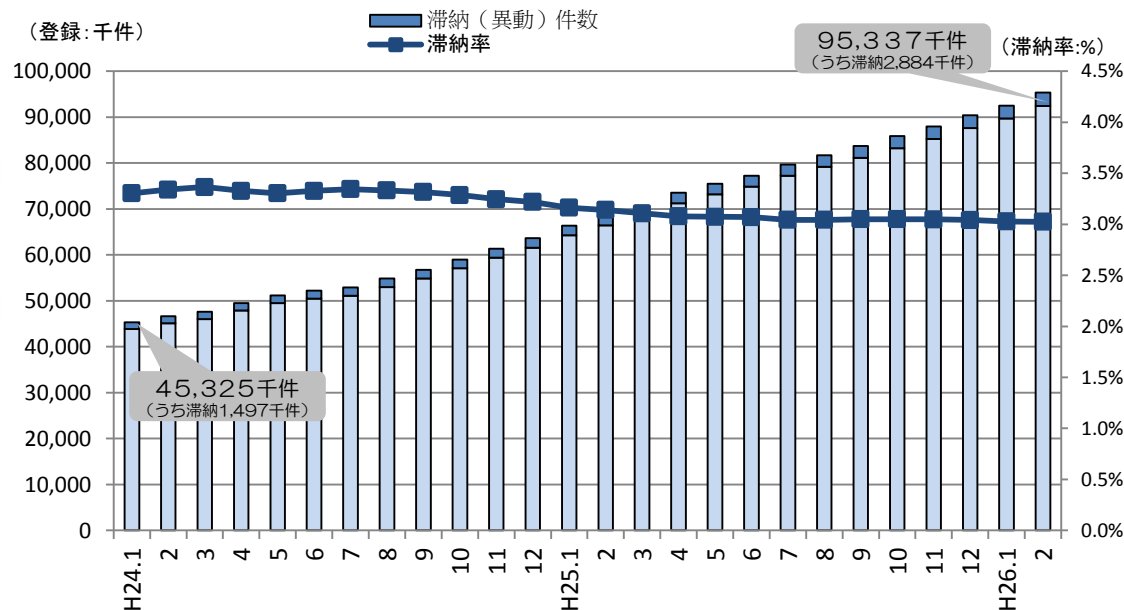
# 1. 商取引の適正化に向けた取組②

## 2. 消費者への注意喚起の実施

- スマートフォンの普及に伴い高額な端末代の分割契約が増加。
- 通信料金と同時に端末の分割支払金が請求されるため、通信料金だけを滞納していると思っていたら、端末の分割支払金も滞納していたというケースが増加。
- 分割支払金を滞納すると信用情報機関に支払いの遅延等の情報が記録され、後日、クレジットカードや各種ローンを申し込んだときに審査が通らなくなるなど、将来の社会生活に悪影響を及ぼす恐れがあることから、政府広報を用いて広く注意喚起を実施。(平成25年3月)



【携帯電話のクレジット契約件数(累計)と滞納率の推移】



## 1. 商取引の適正化に向けた取組③

### 3. 反社会的勢力排除に向けた取組の強化

#### ①反社会的勢力排除に向けた取組の徹底を要請

- クレジット事業者が、反社会的勢力との契約が存在することを認識しながら、長期間放置した事案が発覚。
- 平成25年10月、日本クレジット協会に対して、反社会的勢力に関する情報収集及び審査の強化を図るため、データベースの構築等の措置を講じることを含む、反社会的勢力排除の徹底を要請。

#### ②「審査基準」及び「監督の基本方針」の改正

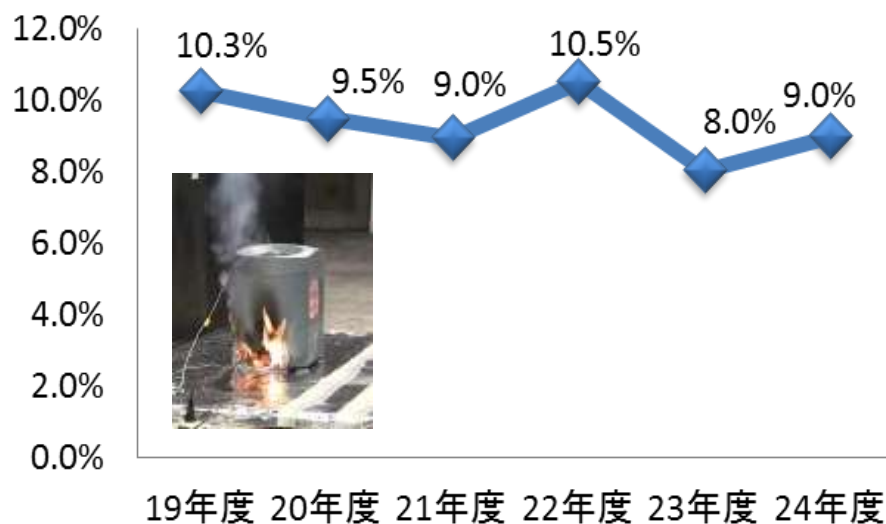
- 割賦販売法に基づく信用購入あっせん業者の登録に関する審査基準に、反社会的勢力による被害防止のための社内規則の策定及び当該規則の実施体制の整備等を追加。
- 監督の基本方針には、
  - ・反社会的勢力に関する情報を収集・分析し、暴力追放運動推進センター等の情報をあわせて活用すること(事前排除)
  - ・相手が反社会的勢力であるとの疑いが生じた時点で必要な調査等を行い、反社会的勢力と判明した時点で可能な限り速やかに関係を解消すること(事後排除) 等ができるよう体制整備に取り組む必要がある旨を明記。

1. 流通・物流産業に関する政策の動向
2. 中心市街地活性化法の改正
3. 商品先物、クレジット、リース市場を巡る動向
4. 商取引の適正化に向けた取組
- 5. 製品安全政策の推進**

# 1. 経済産業省の製品安全政策の概要

1. 平成24年度における重大製品事故(死亡、重症、火災、一酸化炭素中毒等)の発生状況は、**合計1,077件**。
2. リコール実施中に、未回収・未修理等の「**リコール対象製品**」による**重大製品事故が年間100件以上発生し、死亡事故も報告**。リコール対象製品の事故は、**重大製品事故の約1割**に上る。
3. 扇風機、エアコン、洗濯機などの古い製品などに**経年劣化による事故**が多く発生している。

## 重大製品事故占める リコール対象製品の割合



## 古い扇風機による事故



30年以上の使用によってコンデンサーの絶縁性能が低下し内部がショートして出火。

## 2. 主な製品安全政策の概要

### リコール対策

経済産業省では、製造・輸入事業者にリコール指導を実施して製品回収を促進するとともに、流通事業者団体とのリコール協力体制の構築や、販売事業者の自主的取組を促すための製品安全ガイド(指針)の作成等を実施。

さらに、メディア等の様々な媒体を活用したリコール情報の消費者への周知を実施。

【今後の課題】 リコールの実効性を確保するため、関係省庁等と連携してリコール情報等を消費者に周知する取組を強化するとともに、情報を受け取った消費者サイドの行動を促すための取組を促進する。

### 経年劣化対策

経年劣化による事故が懸念される屋内式ガス瞬間湯沸器等の製品の点検を、標準使用期間経過時に所有者へ促す「長期使用製品安全点検制度」を運用。

また、扇風機、エアコン、洗濯機等の経年劣化による事故を未然に防止するため、製品に、「製造年」、「設計上の標準使用期間」等の表示を製造・輸入事業者が義務付ける「長期使用製品安全表示制度」を運用。

【今後の課題】 点検実施を促すために必要な所有者情報の製造・輸入事業者への登録率を向上させる。

### 技術基準体系の性能規定化

事業者が技術の進歩や新製品の開発に柔軟に対応できるようにするため、電気用品の技術基準体系を抜本的に見直す「性能規定化」を実施(平成26年1月1日改正省令施行)。また、ガス用品等に関しても、アクションプランに沿って性能規格化に向けた作業を実施。

【今後の課題】 電気用品に関しては、性能規定化を満足するJIS等の公的規格を「整合規格」として整備する。  
また、ガス用品等に関しては、性能規格化に向けた省令等を改正する。